

## 稚内ブランド推進協議会有料広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、稚内ブランド推進協議会（以下、「協議会」という）の所有物、発行物等に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (申込方法)

第2 広告の掲載を希望する者（以下、「広告主」という）は、協議会にその旨を申し出ることとする。

### (広告掲載の可否)

第3 協議会に申し込まれた広告の掲載の可否は、協議会に決定権があるものとする

### (申込要件)

第3 広告主は、以下の要件を満たしている者とする。

- (1) 稚内市内に店舗または事業所を有すること。
- (2) 稚内市に納付・納入すべき市税に滞納がないこと。

### (広告掲載内容の変更)

第5 広告内容に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を協議会まで知らせること。

### (広告掲載の中止)

第6 広告主が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協議会は、広告の掲載を中止することができる。

- (1) 稚内ブランドの品位を損なうおそれがあるとき。
- (2) 広告掲載品に稚内ブランド認定品以外を使用していたとき。
- (3) 法令又は稚内市の条例若しくは規則に違反するおそれがあるとき。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行ったとき。
- (5) 公の秩序を乱し、善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないとき。

### (納付方法)

第5 広告主は、広告掲載料を指定した納期限日までに一括して納付しなければならない。

### (広告掲載料の返還)

第6 既納の広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により広告を掲載することができなかつた場合は、この限りでない。

### (広告主の責任等)

第7 広告主が、広告の掲載によって、あるいは広告の掲載を中止されることによって、広告主に損害が生じた場合や第三者に対する損害または損失を与えた場合、協議会は損害賠償・損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。